

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症に係る  
産業廃棄物分野の対策事例アンケート結果について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 4 日付けで実施した新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物分野の対策事例アンケートの結果を共有いたしますので、今後の産業廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症対策に御活用くださいますようお願いいたします。

以上

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る 産業廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

都道府県及び政令市を対象に、新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物分野の対策事例についてアンケート調査を実施し、結果を集計しましたので、今後の新型コロナウイルス感染症に関する対策の参考として御活用ください。

### ① 回答率

自治体：113 / 127

### ② 宿泊療養施設の廃棄物について

#### ○宿泊療養施設の廃棄物の処理について

宿泊療養施設からの廃棄物のうち、入所者が触れた廃棄物等については、多くの自治体において、感染性廃棄物の処理方法に準じて処理している（宿泊療養施設が運用されていないが、運用された場合には感染性廃棄物の処理方法に準じて処理する予定である自治体を含む）。

#### ○宿泊療養施設への周知内容について

多くの自治体において、廃棄物の排出方法等に係る環境省の通知や Q&A の内容を周知しているとのことであった。このうち、通知やチラシ等をそのまま活用している自治体も多く見られた。主な周知先は、宿泊療養施設の設置者である他の自治体又は同自治体内の他部署であった。一部の自治体他では、その入所者にも周知しているとのことであった。

具体的な取組の事例として、

- ・ごみの二重の袋詰め等の作業について汚染拡大防止のために、フロー図等をつくり作業手順を実践して安全管理を徹底
- ・廃棄物を三重の袋に入れ、袋の外側を次亜塩素酸ナトリウム液で消毒することを周知
- ・処理時のことを念頭に、入所者に事前に不燃物の持込みができないことを周知などがあった。

#### ○宿泊療養施設への周知方法について

主な周知方法はチラシ等の配布（14件）及びウェブサイトへの掲載（19件）であった。この他、入所者用マニュアルを用いて周知している自治体や入所者に宿泊療養施設担当者から直接説明している自治体、県政情報番組等を活用している自治体、書面、メール、口頭で周知している自治体の例も見られた。

### ③ 医療施設の廃棄物について

#### ○医療施設への周知内容について

ウェブサイトにて、環境省の通知（令和2年3月4日付）、Q&A、チラシ、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を掲載している自治体が多く見られた。

また、排出事業者の検討に資するため、感染性廃棄物処理業者の一覧を作成・公表している自治体もあった。

この他、感染性廃棄物を他の廃棄物と区別して保管することを改めて周知した自治体、新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物もその他の感染性廃棄物と同様に処理可能なことや新型コロナウイルス感染症に係る感染性産業廃棄物とそれ以外の感染性産業廃棄物を分別する必要がないことなどを周知した自治体も見られた。

#### ○医療施設への周知方法について

周知方法は、チラシ等の配布（14件）、ウェブサイトへの掲載（67件）、その他（43件）であった。その他の主な内容としては、書面、メール、口頭であった。

### ④ 産業廃棄物処理に関する支援について

#### ○産業廃棄物処理業者からの支援の要望について

自治体には、マスク等の防護具や消毒用アルコールの安定供給・配布に係る要望が多く寄せられているとのことであった。また、新型コロナウイルス対策に要する追加的費用について排出事業者に対して周知するよう要望を受けている自治体も見られた。

#### ○自治体独自の産業廃棄物処理に関する支援策について

##### ・産業廃棄物処理業者も活用可能な業種共通の支援策

記載回答のあった全ての自治体から、業種横断的な中小企業向け経営支援策がある旨の回答があった。

##### ・産業廃棄物処理業者に特化した支援策

マスク等の保護具を無償配布・有償販売している自治体の一部があった。

##### ・排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合にも活用可能な業種共通の支援策

記載回答のあった全ての自治体から、業種横断的な中小企業向け経営支援策がある旨の回答があった。

##### ・排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合に特化した支援策

特段、該当する支援策の回答は寄せられなかった。

## ⑤ 通常の業務遂行に支障があるほど入手が困難な資材について

サージカルマスク・・・0自治体  
防じんマスク・・・2自治体  
手指消毒用アルコール・・・1自治体  
その他（非接触型体温計、防護服、ゴーグル）・・・6自治体

## ⑥ 判断に迷った事案や課題、環境省から自治体の皆様に発信してほしい情報等について

宿泊療養施設から排出される廃棄物の位置づけが、厚生労働省及び環境省の通知で異なり現場で対応に苦労したため、これを事前に統一してほしい（※1）と回答する自治体が複数見られた。宿泊療養施設から排出される廃棄物は感染性廃棄物にすべきではないか（※2）、との意見もあった。

また、リネン類等について、クリーニング業者がクリーニングを引き受けてくれないという意見も複数見られた。

さらに、感染拡大下における立入検査の実施の是非の判断に苦慮し迷ったとの回答、特定非常災害特措法の規定が新型インフル特措法により準用されなかったため、許可申請への対応をせざるを得なかったとの回答、許可申請に係る講習会の中止に伴い新規許可の申請対応に苦労したとの回答、全国の感染性廃棄物の処理業者のデータベースを提供してほしい（※3）との回答も見られた。

（※1）厚生労働省が当省に事前の相談なく、当省の解釈と異なる内容について事務連絡を発出したことによるもの。その後、当省から厚生労働省に訂正を申し入れた。

（※2）宿泊療養施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しないため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではないが、その処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理が委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策を適切に講じる必要がある。なお、宿泊療養施設から排出される廃棄物を感染性廃棄物として義務付けた場合、感染性廃棄物の排出量が増えることにより感染性廃棄物の処理施設に集中し、感染性廃棄物の処理が滞るおそれがあるため義務付けることとはしておらず、各自治体においても廃棄物処理体制の安定的な継続・維持に十分配慮し、合理的な取扱いをされたい。

（※3）2月20日付け事務連絡により依頼した許可業者の調査をまとめた結果を5月1日に共有したので参考にしていただきたい。